

京都市告示第 5 1 4 号

京都市里道管理条例第 2 条に基づき里道を次のように廃止し，京都市水路等管理条例第 2 条第 2 号に基づき農業用水路等を次のように指定します。

当該里道及び農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 2 6 年 2 月 2 6 日

京都市長 門川 大作

(廃止里道)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	比賀江亀ノ甲里9号	右京区京北比賀江町亀ノ甲8番地の1地先 同上
2	比賀江亀ノ甲里10号	右京区京北比賀江町亀ノ甲5番地の1地先 右京区京北比賀江町亀ノ甲6番地地先

(指定農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	比賀江亀ノ甲水16号	右京区京北比賀江町亀ノ甲8番地の1地先 同上
2	比賀江亀ノ甲水17号	右京区京北比賀江町亀ノ甲5番地の1地先 右京区京北比賀江町亀ノ甲6番地地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)